

一般社団法人日本産業保健法学会
定 款

令和3年10月8日 作成

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本産業保健法学会（英文名 The Japan Association of Occupational Health Law、略称 [JAOHL]）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(公告の方法)

第3条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、産業保健を含めた労働安全衛生全般に関わる現場問題の未然防止と適正な事後解決を図るための法律論等の開発と関係者への教育、関係領域（法学、医学、保健学、心理学、経営学、工学、統計学など）の研究者や実務家の知的、人的な交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術大会、研究会及び公開講演会等の開催
- (2) 当法人が認定する資格の取得等のための研修講座の開催、資格の認定審査
- (3) 機関誌その他刊行物の発行
- (4) 国内外の関係学会との協力及び連携
- (5) 会員相互の親睦及び情報の交換
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、社員及び会員により構成するものとし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 当法人の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された個人

3 当法人の社員となろうとする者は、別に定める入社申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。当法人の社員は、正会員であることを要し、正会員資格の喪失をもって社員としての退社事由とする。

(会員資格の取得)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を提出し、その承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

2 納入した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会手続に従うことにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、あらかじめ通知するとともに、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、出席者間の協議を十分に行える環境である場合にかぎり、Web会議、テレビ会議及び電話会議の方法によって開催することができる。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招

集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員は、代理権を証明する委任状をあらかじめ当法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会で選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち2名以内を副代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係があるものを含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行し、理事会の指名に基づき担当する委員会又は事務局を統括管理する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員 の 解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員 の 報酬等)

第27条 理事及び監事は、原則として、無報酬とする。ただし、理事及び監事については、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員 の 責任)

第28条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。この責任は、総社員の同意がある場合にのみ免除することができる。

- 2 当法人は、理事又は監事の前項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員 の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問、相談役及び参与)

第29条 当法人は、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、当法人の事業推進上必要な場合、理事会の決議に基づき、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問、相談役及び参与は、代表理事又は理事会からの諮問に応え、意見を述べるものとする。
- 4 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 当法人に、理事会を設置する。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 委員会の設置、委任すべき業務、廃止等の決定
- (3) 委員会及び事務局の担当理事の指名
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- (6) その他法令又は定款に規定する職務

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 2 理事会は、出席者間の協議を十分に行える環境である場合にかぎり、Web会議、テレビ会議及び電話会議の方法によって開催することができる。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開会の日の一週間前までに通知しなければならない。
- 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事とする。ただし、代表理事が出席できないときは、理事会で選出するものとする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

- 2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した代表理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、代表理事が作成し、毎事業年度の開始までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金）

第40条 当法人の決算において剰余金が生じた場合は、その剰余金を翌事業年度に繰越し、分配はしないものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第44条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

（個人情報の保護）

第45条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 委員会

(設置)

第46条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、次に示す委員会のほか、必要と認める委員会を設けることができる。

- (1) 企画運営委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 資格制度運営委員会（研修委員会）
- (4) 広報委員会
- (5) 特命委員会

2 委員会は、第13条記載の社員総会決議事項及び第31条記載の理事会決議事項についての意思決定を行うことはできない。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(委員の選任、業務の割当等)

第47条 各委員の選任、業務の割当及び解任は、理事会の承認のもと、当該委員会の委員長が行う。

(委員長)

第48条 委員会の委員長は、原則として、当該委員会の担当理事が務める。

(委員会の職務及び権限)

第49条 第46条1項に定める委員会は、それぞれ次の職務を行う。

- (1) 企画運営委員会
当法人の運営方針を構想し、理事会に提案すること及び関係団体との連携を図り、理事会の方針を踏まえて他の委員会を指揮すると共に、必要に応じ、その業務の一部を担当すること。
- (2) 編集委員会
当法人が発行する学術雑誌等について企画し、発行すること。
- (3) 資格制度運営委員会（研修委員会）
当法人が認定する資格の取得等のための研修講座の開催及び資格の認定審査を行うこと。
- (4) 広報委員会
当法人の広報を行うこと。
- (5) 特命委員会

理事会が設定するテーマに関する検討、報告書の作成及び研究発表等を行うこと。

- 2 前項第一号の企画運営委員会、第二号の編集委員会、第三号の資格制度運営委員会（研修委員会）、第四号の広報委員会は、当法人の中軸的な委員会として連携しつつ積極的に業務に当たるとともに、その所掌の範囲で、その他の委員会に対して必要な指示を行うものとする。

（運営規程）

第50条 第46条3項に定めるほか、委員会は、それぞれ所掌業務に関する運営のための規程を制定することができる。同規程は、理事会の承認を得るものとする。

第11章 補 則

（事務局）

第51条 当法人に、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、原則として、事務局の担当理事が務め、職員は、代表理事が任免する。

（実施細則）

第52条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、代表理事が別に定める。

附 則

（最初の事業年度）

1. 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年10月31日までとする。最初の事業年度の事業計画書及び収支予算書は、第38条の定めにかかわらず、最初の事業年度の開始後、可及的速やかに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けるものとする。

（設立時の役員）

2. 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	荒井 稔
設立時理事	石倉 正仁
設立時理事	泉 陽子

設立時理事	井上	洋一
設立時理事	鎌田	耕一
設立時理事	神山	昭男
設立時理事	香山	不二雄
設立時理事	川村	孝
設立時理事	黒木	宣夫
設立時理事	黒澤	一
設立時理事	小島	健一
設立時理事	田中	克俊
設立時理事	三柴	丈典
設立時理事	森	晃爾
設立時理事	矢内	美雪
設立時理事	吉田	肇
設立時代表理事	鎌田	耕一
設立時監事	南	健悟
設立時監事	内藤	喜仁

以上、一般社団法人日本産業保健法学会設立のため、社員鎌田耕一外7名の定款作成代理人である小泉純平は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和3年10月8日